

津山市立中学校長 殿

津山市教育委員会教育長
(公印省略)

令和8年度以降の津山市立中学校の学校部活動について（通知）

津山市及び津山市教育委員会では、令和6年9月に「津山市立中学校部活動の在り方及び地域連携・地域移行の基本方針」を策定し、地域連携・地域展開を見据えて学校部活動の在り方についても検討してきたところです。

つきましては、令和8年度以降の津山市立中学校の学校部活動について、下記のとおりとしますので、適切に対応いただくようお願いします。なお、平日の学校部活動については、本来の目的である、子どもたちが、「①スポーツや文化活動に親しむこと」「②自主性を高めること」「③一体感や愛校心を高めること」等が実現できるよう、ご留意ください。

記

1 平日の学校部活動について

平日の学校部活動については、次のとおりとします。

- 朝練習は実施しない。(令和7年度より)
- 活動日を原則週3日以内とし、最終下校時刻を17時30分までの時間に設定する。
- 夏季及び冬季の学校閉庁日、学年末・学年始め休業、定期考査の前、その他学校が設定する期間において、原則、学校部活動を実施しないものとする。

2 休日の学校部活動について

休日（土曜日・日曜日の週休日及び祝日）の学校部活動については、次のとおりとします。

- 中学校体育連盟等が開催する公式大会やコンクール等の2週間前及び中学校長会が決定する日を除き、原則、活動を行わないものとする。
- 地域での活動環境等の検討や整備に時間がかかる吹奏楽部については、当面の間、例外的に活動できるものとする。

3 その他

学校部活動の実施にあたっての具体的な運用については、次の①から⑥の資料等を参考にし、教職員及び生徒、保護者等が共通理解を図られるようお願いいたします。なお、資料等については③を除き、津山市ホームページに掲載しております。

- ①「津山市立中学校部活動の在り方及び地域連携・地域移行の基本方針」【令和6年9月公表】
- ②「学校部活動精選の方向性について」【令和7年3月公表】
- ③「教職員が地域クラブ活動において指導を希望する場合の兼職兼業等の申請について（通知）」
【令和7年11月17日付け、津教委学2065号】
- ④「津山市立学校の教職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について」
【令和7年11月公表】
- ⑤「令和8年度以降の学校部活動の在り方について」【令和7年11月公表】
- ⑥「吹奏楽部の方向性について」【令和8年3月公表】

<本件担当>

津山市教育委員会 学校教育課

TEL(0868)32-2115 FAX(0868)32-2157